

日進市 日常生活用具の品目、性能及び基準額等一覧

種別	品目	障害及び程度(対象者)	性能	基準額		難病適用	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者(原則として学齢児以上)	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	—	154,000円	○	8年	
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害2級以上又は療育手帳A判定(IQ35以下)で、常時介護を要する障害児・者(原則として3歳以上)	褥瘡の防止及び失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	—	19,600円	○	5年	
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する障害児・者(原則として学齢児以上)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	—	67,000円	○	5年	
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴に介助を要する身体障害児・者(原則として3歳以上)	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	—	82,400円	—	5年	
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上で、下着交換等に当たって介助を要する身体障害児・者(原則として学齢児以上)	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	—	15,000円	○	5年	
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者(原則として学齢児以上)	介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	—	159,000円	○	4年	
	移動用リフト(つり具、シート部分)	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者(原則として学齢児以上)	移動用リフトに連結して使用することができるもの。ただし、既存の移動用リフトに対して取替えるものに限る。	—	50,000円	○	3年	
	訓練椅子	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者(原則として3歳以上)	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	—	33,100円	—	5年	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害があり、入浴に介助を必要とする障害児・者(原則として3歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	—	90,000円	○	8年	
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者(原則として学齢児以上)	障害者等が容易に使用し得るもので、手すり付き又は手すりを付けることができるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器	4,450円	○	8年	
				手すり付き便器(便器に手すりを付けた場合のみ)	5,400円			
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害がある障害児・者(原則として3歳以上)	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	夜光材付きとした場合は410円増し。外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は261円増し。	木材を主体とするもの。外装はニス塗装を可とする。	2,200円	—	3年
					軽金属を主体とするもの。外装塗装はなし	3,000円		
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害があり、家庭内の移動等において介助を必要とする障害児・者(原則として3歳以上)	概ね次のような性質を有するもの。ただし、手すり、スロープ等については設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 障害者等の身体機能の状態を十分ふまえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	手すり、スロープ等	60,000円	○	8年	
頭部保護帽	次のいずれかに該当する障害児・者(原則として3歳以上) ア 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害があり、頻繁に転倒し、頭部を強打するおそれがある者 イ 療育手帳A判定(IQ35以下)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒し、頭部を強打するおそれがある者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	スポンジ、革を主材料に製作するもの(オーダーメイド)	15,200円	—	3年		
			スポンジ、革を主材料に製作するもの(レディメイド)	12,160円				
			スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作するもの(オーダーメイド)	36,750円				
			スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作するもの(レディメイド)	29,400円				

日進市 日常生活用具の品目、性能及び基準額等一覧

種別	品目	障害及び程度(対象者)	性能	基準額	難病適用	耐用年数	
	特殊便器	上肢障害2級以上の障害児・者(原則として学齢児以上)	温水温風を出し得るもので、障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	—	151,200円	○	8年
		療育手帳A判定(IQ35以下)で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な障害児・者(原則として学齢児以上)	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。			—	
	火災警報器	身体障害等級2級以上又は療育手帳A判定(IQ35以下)で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者。ただし、当該児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	1世帯につき2台を限度とする。	15,500円	—	8年
	自動消火器	身体障害等級2級以上又は療育手帳A判定(IQ35以下)で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害児・者(当該児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消火し得るもの	—	28,700円	○	8年
	電磁調理器	視覚障害2級以上の障害者。ただし、当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	障害者が容易に使用し得るもの	—	17,000円	—	6年
		療育手帳A判定(IQ35以下)の障害者					
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の障害児・者(原則として学齢児以上)	障害者等が容易に使用し得るもの	—	12,000円	—	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の障害者。ただし、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活に必要と認められる世帯に限る。	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	—	87,400円	—	10年
	視覚障害者用ICタグレコーダー	視覚障害2級以上の障害児・者(原則として学齢児以上)	物の識別を容易にする製品であって、ICタグその他の識別情報を無線等により読み取り、当該識別情報とあらかじめ関連づけられた登録音声データを音声により案内を行う機能を有する機器であって、点字等により操作ボタンが知覚でき、障害者等が容易に使用し得るもの	—	38,000円	—	6年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の障害児・者(原則として3歳以上)で、自己連続横行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	—	51,500円	—	5年
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害を有し、かつ、医師の意見書により必要と認められる障害児・者(原則として3歳以上)。ただし、身体障害者手帳により認定されている障害の原因となっている疾病との間に、医学的な関連性が認められた場合に限る。	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	—	36,000円	○	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害を有し、かつ、医師の意見書により必要と認められる障害児・者(原則として3歳以上)。ただし、身体障害者手帳により認定されている障害の原因となっている疾病とたん吸引との間に、医学的な関連性が認められた場合に限る。	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	—	56,400円	○	5年
	電気式たん吸引器・ネブライザー両用器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害を有し、かつ、医師の意見書により必要と認められる障害児・者(原則として3歳以上)。ただし、身体障害者手帳により認定されている障害の原因となっている疾病とたん吸引との間に、医学的な関連性が認められた場合に限る。	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、ネブライザー(吸入器)又は電気式たん吸引器との併給は認めないものとする。	—	71,000円	○	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者	障害者が容易に使用し得るもの	—	17,000円	—	10年
	パルスオキシメーター	医療保険における在宅酸素療法を行う障害児・者又は人工呼吸器が必要な障害児・者で、医師の意見書により必要と認められる者(原則として3歳以上)	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	—	50,000円	○	5年
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の障害児・者(原則として学齢児以上)。ただし、当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	障害者等が容易に使用し得るもの	—	9,000円	—	5年

日進市 日常生活用具の品目、性能及び基準額等一覧

種別	品目	障害及び程度(対象者)	性能	基準額		難病適用	耐用年数	
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の障害児・者(原則として学齢児以上)。ただし、当該者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	障害者等が容易に使用し得るもの	—	18,000円	—	5年	
	人工呼吸器用バッテリー	呼吸器機能障害3級以上、または同程度の身体障害があり、人工呼吸器が必要であると医師が意見書等によって認められた者	使用している人工呼吸器専用バッテリー(充電器及びインバーター等を含める)	—	100,000円	○	5年	
	発電機	呼吸器機能障害3級以上、または同程度の身体障害があり、人工呼吸器が必要であると医師が意見書等によって認められた者	AC100V(正弦波)の出力がで き、人工呼吸器用のバッテリー等 を充電できるもの	—	100,000円	○	10年	
	外部バッテリー 又はポータブル 電源	呼吸器機能障害3級以上、または同程度の身体障害がある者(電気式たん 吸引器、ネフライザー又は酸素濃縮 器を使用している者で呼吸管理が必 要であると医師が意見書等によって 認められた者)	AC100V(正弦波)の出力がで き、使用する医療機器の消費電力 (W)に対応できるもの	—	50,000円	○	5年	
情報・ 意志疎 通支援 用具	携帯用会話補助 装置	音声機能若しくは言語機能障害、又は 肢体不自由があり、発声、発語に 著しい障害がある障害児・者(原則と して学齢児以上)	携帯式で、言葉を音声又は文章に 変換する機能を有し、障害者等が 容易に使用し得るもの	—	98,800円	—	5年	
	情報・ 通信支 援用具	ソフト ウェア	視覚障害2級以上又は療育手帳A判定 (Q35以下)の障害児・者(原則として 学齢児以上)	パソコン等を利用する場合に、当 該パソコン等にインストールする ことにより認定された障害を補完 する機能を有するもの(パソコン 等の本体を除く。) 【例】 視覚：音声変換ソフト、スクリー ンリーダー、音声ブラウザその他 の障害者向けに作られたアプリ ケーションソフト等 知的：操作支援ソフト、音声変換 ソフト、その他の障害者向けに作 られたアプリケーションソフト等	—	100,000円	—	3年
		パソコ ン等周 辺機器	上肢障害若しくは視覚障害2級以上又 は療育手帳A判定(Q35以下)の障害 児・者(原則として学齢児以上)	パソコン等を利用する場合に、当 該パソコン等に接続等すること により認定された障害を補完する機 能を有する機器 【機器例】 上肢：特殊スイッチ、特殊マウ ス、特殊キーボード、キーガー ド、タッチパネル設置部品等 視覚：点字プリンタ等 知的：特殊キーボード、キーガー ド、タッチパネル等	—	100,000円	—	5年
	点字ディスプレ イ	視覚障害1級、又は視覚障害及び聴覚 障害の重度重複障害(原則として視覚 障害2級以上かつ聴覚障害2級)があ り、点字による支援が必要な障害 児・者(原則として学齢児以上)	文字等のコンピューターの画面情 報を点字等により示すことのでき るもの	—	357,000円	—	6年	
	点字器 (価格は点筆を 含むものである こと。)	視覚障害児・者(原則として学齢児以 上)	視覚障害者等が容易に使用し得る もの	標準型A(32マス18行、両面書 真鍮板製)	10,400円	—	7年	
				標準型B(32マス18行、両面書 プラスチック製)	6,600円			
携帯型A(32マス4行、片面書アル ミニウム製)				7,200円	5年			
携帯型B(32マス12行、片面書 プラスチック製)				1,650円				
点字タイプライ ター	視覚障害2級以上の障害児・者(原則 として学齢児以上)(本人が就労若しく は就学しているか又は就労が見込ま れる者に限る。)	視覚障害者等が容易に使用し得る もの	—	63,100円	—	5年		
視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	視覚障害2級以上の障害児・者(原則 として学齢児以上)	録音再生機(音声等により操作ボ タンが知覚又は認識でき、かつ、 DAISY方式による録音及び当該 方式により記録された図書の再生 が可能な製品であって、障害者等 が容易に使用し得るものをい う。)又は再生専用機(音声等によ り操作ボタンが知覚又は認識で き、かつ、DAISY方式により記 録された図書の再生が可能な製品 であって、障害者等が容易に使用 し得るものをいう。)	録音再生機	85,000円	—	6年		
			再生専用機	35,000円				

日進市 日常生活用具の品目、性能及び基準額等一覧

種別	品目	障害及び程度(対象者)	性能	基準額		難病適用	耐用年数	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の障害児・者(原則として学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報(SPコード)を読み取り、音声化する専用装置で、障害者等が容易に使用し得るもの	—	99,800円	—	6年	
	視覚障害者用拡大読書器・音声読書器	本装置により文字等を読むことが可能な視覚障害児・者(原則として学齢児以上)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は印刷物を音声で読み上げること、読書と同じ効果があるもの。ただし、パソコン本体は除く。	—	198,000円	—	8年	
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の障害児・者(原則として学齢児以上)。なお、音声式時計は、原則として手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者とする。	障害者等が容易に使用し得るもの	触読式時計	10,300円	—	10年	
				音声式時計	13,300円			
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上の障害児・者(原則として学齢児以上)	障害者等が容易に使用し得るもの	—	29,000円	—	5年	
	聴覚障害者用通信装置(ファクシミリ)	聴覚障害又は音声機能若しくは言語機能障害があり、意思疎通、緊急連絡等の手段として必要と認められる障害児・者(原則として学齢児以上)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの	—	15,000円	—	5年	
	聴覚障害者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害児・者(原則として3歳以上)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもの	—	88,900円	—	6年	
人工喉頭		音声機能又は言語機能障害があり、喉頭の摘出又は発声筋麻痺等により、音声を発することが困難な障害児・者(原則として3歳以上)	【笛式】 発声補助手段として使用するもので、音源は気管孔から呼吸によってゴム膜などを振動させ得られた音をビニール管で口腔内に導き構音化するもの	付属品として気管カニューレを含む。	5,000円	—	4年	
			【電動式】 発声補助手段として使用するもので、発振器を顎下部及び頸部の皮膚にあて、音源を経皮的に口腔内に導き構音化するもの	付属品として電池・充電器を含む。	70,100円	—	5年	
	点字図書	点字を読むことが可能な視覚障害児・者(原則として学齢児以上)	点字により作成された図書(ただし、週刊又は月刊等で発行される雑誌を除く。)。また、点字図書を給付できる出版施設は、点字図書給付対象施設とする。	点字図書価格と一般図書購入価格相当額の差額相当分(年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。)とする。		—	—	
人工内耳用電池	人工内耳を装着している聴覚障害者	人工内耳外部装置用の電池として、障害者等が容易に使用し得るもの	空気電池と充電電池の併給は不可	空気電池	(月額) 2,500円	—	—	
				充電電池	17,600円	—	2年	
	人工内耳用充電器	人工内耳を装着している聴覚障害者	人工内耳外部装置用の充電電池に適合する充電器で、障害者等が容易に使用し得るもの	空気電池との併給は不可		25,000円	—	3年
	人工内耳用体外装置	人工内耳を装着している聴覚障害者(現に装着している体外装置が5年以上経過している)	人工内耳用音声信号処理装置、マイクrohホン、送信コイル、送信ケーブル、マグネット及び接続ケーブルなどで、障害者等が容易に使用し得るもの(民間保険及び医療保険が適用されるものを除く)	—	200,000円 (両耳) 400,000円	—	5年	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマ造設者。ストーマを複数造設している場合に、ストーマの数が身体障害者手帳などで確認できない場合は、初めての申請時(転入を含む)に、医師の意見書を必要とする。	【消化器系】 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(付属品を含む。)	価格は1か月あたりの補助対象額	11,900円/箇所	—	—	
			【尿路系】 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のものとし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(付属品を含む。)		16,000円/箇所	—	—	

日進市 日常生活用具の品目、性能及び基準額等一覧

種別	品目	障害及び程度(対象者)	性能	基準額	難病適用	耐用年数	
		ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ装具を装着できない者。	【洗腸用具】 灌注排便法を利用している障害者が容易に使用し得るもの	価格は6か月あたりの補助対象額	23,800円	—	—
	紙おむつ等(紙おむつ、サッシ、カーゼ等衛生用品)	次のいずれかに該当し、又はそれと同程度の障害を有し、かつ医師の意見書により必要と認められる障害児・者(原則として3歳以上)。医師の意見書は、初めての申請(転入を含む)及び18歳になって初めての申請の時に必要とする。ただし、日進市障害者紙おむつ助成金支給要綱(平成12年日進市要綱第25号)第5条の規定により支給決定を受けた者を除く。 1 ストーマの著しい変形又はストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ装具を装着できない者 2 二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 3 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 4 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、以下のすべてを満たす者 (1) 身体障害の原因が次の疾病等によるもの 脳性麻痺、低酸素性脳障害、頭蓋内出血、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸 (2) 上記の疾病等の発生時期が6歳未満(就学前の幼児を含む)であったもの (3) 言語に限らずあらゆる方法によっても、排尿又は排便の意思表示ができないもの ア.自力でトイレに行けない イ.自力で便座(排便補助用具の使用を含む)に座ることができない ウ.介助による定時排泄ができない	障害者等が容易に使用し得るもの	価格は1か月あたりの補助対象額	12,000円	—	—
	収尿器	高度の排尿機能障害がある障害児・者(原則として学齢児以上)	脊髄障害などで排尿の調節が自由にできない障害者等が、体に固定して尿を蓄えておくために使用するもの	男性用 普通型 男性用 簡易型 女性用 普通型 女性用 簡易型	7,700円 5,700円 8,500円 5,900円	—	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動障害(移動機能障害に限る。)3級以上(特殊便器への取り替えをする場合は上肢障害2級以上)の障害児・者(原則として学齢児以上)。ただし、過去に住宅改修費に対する市の補助及び介護保険法(平成9年法律第123号)第45条第1項又は第57条第1項に規定する給付を受けていない者に限る。(給付は1回限り)	次に掲げるもので、日進市リフォームヘルパー派遣事業実施要綱(平成9年日進市要綱第1号)第1条に規定するリフォームヘルパーの助言及び相談を受けた住宅改修(居宅生活動作補助用具含む。)とする。ただし、新築、増築、賃貸アパート等の共用部分の改修(住宅の所有者等の承諾が得られる場合は除く。)は対象外とする。 1 手すりの取付け 2 床段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 4 引き戸等への扉の取り替え 5 洋式便器等への便器の取り替え 6 その他前各号の住宅改修費に付帯して必要となる住宅改修	—	400,000円	○	—
介護・訓練支援用具	特殊寝台(貸与)	下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児・者(原則として学齢児以上)	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの(ベッド用手すり、サイドレール及びオーバーテーブルを含む。)	ただし6か月以内。価格は1か月あたりの補助対象額。	16,000円	—	—